

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年3月13日

届出年月日：令和8年3月3日

店 舗 名：ミスターマックス西大分店

設 置 者：株式会社ミスターマックス・ホールディングス

縦 覧 期 間：令和8年3月13日～

令和8年7月13日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

届出の概要：別紙のとおり

様式第3 (第7条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和8年3月3日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
 代表取締役社長 平野能章
 福岡市東区松田一丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス西大分店
 大分県大分市大字生石字下ノ田145番27 ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前8時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後10時30分

(変更後) 午前7時30分～午後10時30分

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場1	4箇所	建物敷地西側、北西側、北東側及び東側 [資料-3 建物配置図 (変更前) 上・出入口1～出入口4]
駐車場2	1箇所	建物敷地北西側 [資料-3 建物配置図 (変更前) 上・出入口5]
駐車場3	2箇所	建物敷地北西側駐車場南側及び東側 [資料-3 建物配置図 (変更前) 上・入口6、出入口7]
合計	7箇所	

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場1	4箇所	建物敷地西側、北西側、北東側及び東側 [資料-4 建物配置図 (変更後) 上・出入口1～出入口4]
駐車場2	1箇所	建物敷地北西側 [資料-4 建物配置図 (変更後) 上・出入口5]
駐車場3	1箇所	建物敷地北西側駐車場東側 [資料-4 建物配置図 (変更後) 上・出入口6]
合計	6箇所	

3 変更する年月日

令和8年4月1日

4 変更する理由

営業政策のため

〔設置者、建物等の概要〕

1 変更の趣旨

地域の皆様におかれましては、益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、ミスターマックス西大分店の開店時刻を繰り上げることといたしました。
地域の皆様方の日常生活の利便性の向上と、豊かな生活環境の実現のために微力を尽くしていくとともに、地域にお住まいの方々に対しましては、ご迷惑をお掛けすることがないように配慮して営業を行っていく所存であります。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

株式会社ミスターマックス・ホールディングス 開発部 山本哲哉
福岡市東区松田一丁目5番7号
TEL : 092-623-1123 FAX : 092-623-1129

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

従業員に届出書及び添付資料の内容を説明することで、施設の運営方法の明確化を図るとともに、定期的な店内会議により周知徹底を図る。

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

ミスターマックス西大分店 店長

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則§4I③〕

(1) 建物位置図

別添「資料-1 建物位置図（広域図）」参照

(2) 周辺見取図

別添「資料-2 周辺見取図」参照

(3) 建物配置図

別添「資料-3 建物配置図（変更前）」参照

別添「資料-4 建物配置図（変更後）」参照

4 店舗施設計画の概要

(1) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

事前予測結果と変更後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていく。

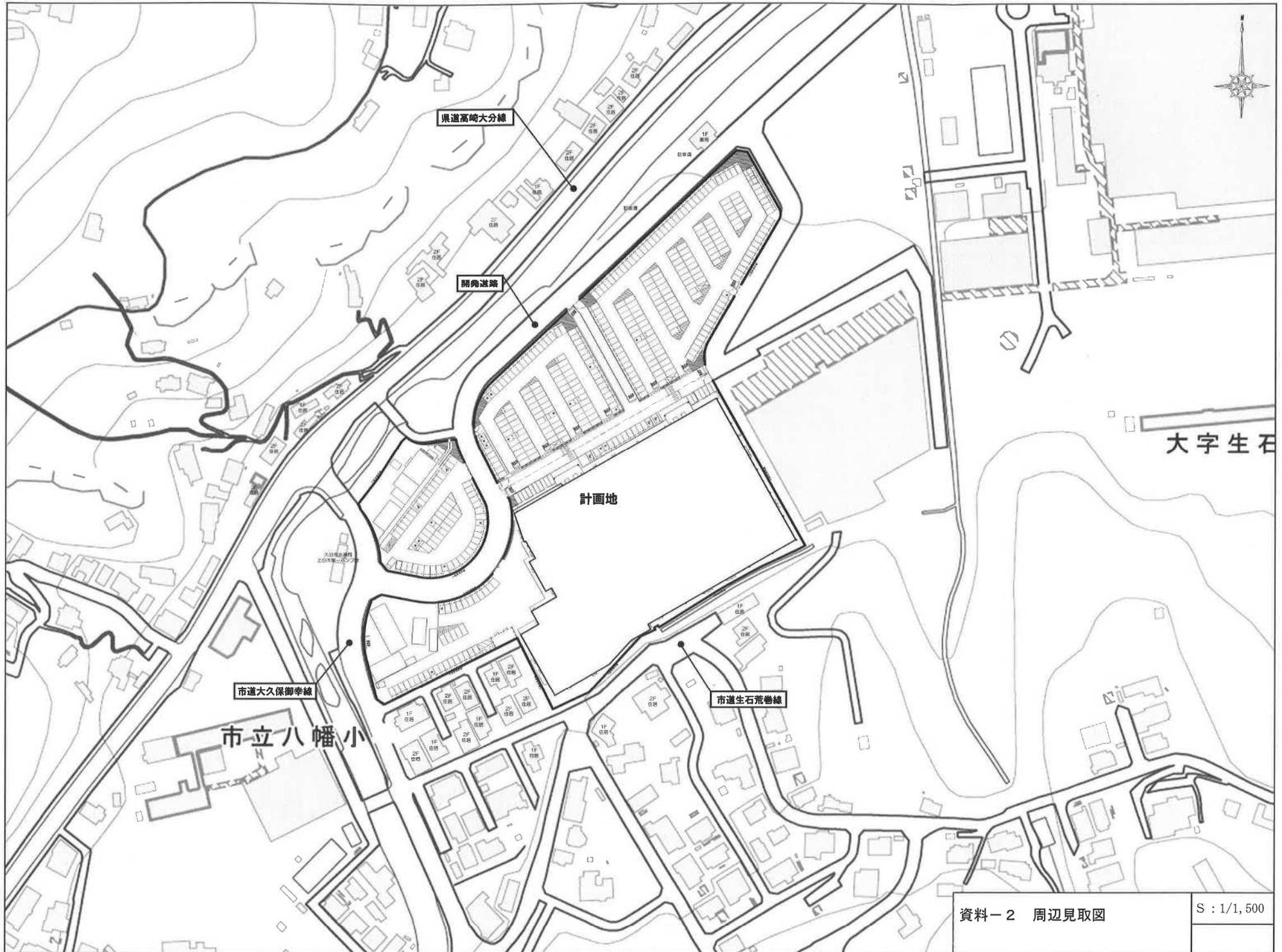
5 その他（特記事項）

特になし



資料-1 建物位置図 (広域図)

S : 1/25,000



資料-2 周辺見取図 S : 1/1,500

